

犯罪者に対する施設内処遇の現在

瀬川 晃

一 「刑事立法の時代」の監獄法改正

一 「刑事立法の時代」の到来

「ピラミッドのような沈黙」^①と表されるように、長期にわたって停滞していたわが国の刑事立法作業は、一九九〇年代末から相次いだ刑事法制の整備（新法の制定および既存法の改正）によって、誰も予想しなかったような新しい局面を迎えた。「刑事立法の時代」である。^②

一九七〇年代に活発に繰り広げられた刑法改正論争は、改正刑法草案が事実上の廃案に追い込まれた一九八〇年代半ばには急速に鎮静化した。こうした刑法改正の機運の消失は、その後の刑事立法にも大きな影を落とした。すなわち、「犯罪化」や「重罰化」へのネガティブなイメージが定着し、あらゆる刑事立法が敵視されるかのような状況が続いたので

ある。しかし、一九九〇年代半ば以降、①地下鉄サリン事件（一九九五年）や神戸須磨児童殺傷事件（一九九七年）といった世間の耳目を集めた凶悪事件が相次ぎ、②凶悪犯罪の認知件数の増加や体感治安の悪化が指摘される一方で、③メディアや犯罪被害者自らの活動を通じて、それまで社会の中で、ほとんど顧みられることのなかった犯罪被害者らの実情が知れ渡り、それらの問題を改善するために刑事立法の整備を求める声が次第に高まったのである。こうした状況を背景にして、一九九九年の組織的犯罪対策三法の制定を皮切りに、今日までの間に、二〇〇〇年の犯罪被害者保護二法、二〇〇三年の心神喪失者等医療観察法、二〇〇四年の犯罪被害者等基本法などが制定されたほか、七度の刑法改正（二〇〇一年、二〇〇一年、二〇〇三年、二〇〇四年、二〇〇五年、二〇〇六年、二〇〇七年）、三度の刑事訴訟法の改正（二〇〇〇年、二〇〇七年、二〇一〇年）、三度の少年法改正（二〇〇〇年、二〇〇七年、二〇〇八年）が施された。二〇〇五年と二〇〇六年の監獄法の改正（「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」と「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」の制定）も、そうした一連の刑事立法の流れの中に位置付けることが許されよう。

二 監獄法改正の背景と経緯

(1) 監獄法改正までの道程 わが国の施設内処遇、とりわけ受刑者の処遇のあり方を定めた監獄法は、一世紀以上前の一九〇八（明治四一）年に、制定されたものであった。当時、本法は国際的な水準を超えるものと評価されていたが、現代の行刑理念である社会復帰思想の観点から見れば、施設の安全と秩序維持に主眼を置いた施設管理法的な性格が強く、受刑者の人権への配慮は乏しかった。

このため、監獄法改正の必要性は、古くから認識されており、今回の改正につながる議論も一九七〇年代後半に始まっていた。すなわち、まず一九七六年三月に、法務大臣から法制審議会になされた諮問では、改正指針として行刑の近

代化、国際化および法律化が示された。法制審議会は、こうした指針に基づき、四年余りに及ぶ審議を経て、一九八〇年一月に、「監獄法改正の骨子となる要綱」を法務大臣に答申した。その後、本答申に基づいて立法作業が進められ、監獄法を全面改正した刑事施設法案が一九八二年、一九八七年、一九九一年の三度にわたって国会に提出されたが、「代用監獄」問題が足かせとなり、いずれも通過することなく廃案化し、立法上の空白期を迎えることになった。同じ年に施行された刑法典と同様、結果的には、監獄法も、「ピラミッドのような沈黙」を強いられたのである。

ただし、この間、刑務所における受刑者の処遇が、何らの手だてを講じることもなく、明治時代に制定された法律を運用していただけたというわけではない。改正が施されず、ピラミッドのように沈黙し続ける刑法典の傍らで、時代の変化に柔軟に対応し、「スフィンクス」のように奮い起ったのが判例であったように、^③刑法典と同じ年に生まれ、刑法典と同じように沈黙を強いられた監獄法の傍らで、スフィンクスの役割を担ったのが通達だった。まさに、「通達行刑」が常態化していたのである。

(2) 監獄法改正の実現　こうした状況が続く中、二〇〇一年から二〇〇二年にかけて、名古屋刑務所において受刑者の死傷事件が起こった。この事件を契機に、法務省は、行刑運営のあり方全体を徹底して見直し、行刑改革に関する検討を行うことを目的として、「行刑改革会議」を設置した。ここでは、全体会が計一〇回開催されたほか、三つの分科会がそれぞれ八回ないし九回開催され、二〇〇三年二月二日に公表された『行刑改革会議提言——国民に理解され、支えられる刑務所へ』^④にまとめられた。

その後、『行刑改革会議提言』や刑事施設法案を参考に具体的な法案化がすすめられ、二〇〇五年五月に「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」が成立した。こうして、施設管理のあり方に力が置かれていた監獄法から受刑者の処遇のあり方に焦点を当てた新しい法律が誕生したのである。さらに、翌二〇〇六年六月には、同法を題名改正した

「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」（以下、新法という）が成立し、未決拘禁者や死刑確定者を含めたすべての刑事施設収容者の処遇のあり方を統一的に定めた法律がここに実現したのである。⁽⁵⁾

新法による受刑者処遇に関する改正のポイントは、以下の四点である。⁽⁶⁾①法律化（受刑者や刑務官の権利義務、受刑者の不服申立ての制度化など）。②社会化（外部通勤作業、外出・外泊制度の導入、外部交通の保障など）。③透明化（刑事施設視察委員会の創設など）。④人的体制の強化（職員の増員・執務体制の見直し）。

二 受刑者処遇の基本制度と課題

一 矯正処遇

(1) 受刑者処遇の目的 新法の目的は、「刑事収容施設の……適正な管理運営を図るとともに、被収容者……の人權を尊重しつつ、これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うこと」にある（一条）。なかでも受刑者処遇については、「その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを旨として行うものとする」ことが明記され（三〇条）、個別処遇の原則と主体性尊重の原則に基づく社会復帰行刑の全面的な推進が謳われた。一九七〇年代以降のアメリカにおける反社会復帰思想の台頭を尻目に、こうした思潮の存在を認めつつも堅持されてきたわが国の社会復帰行刑の理念（反社会復帰思想の洗礼を受けた社会復帰思想）が、ここで改めて確認されたのである。

(2) 矯正処遇の枠組み 従来、わが国の矯正処遇では、一日八時間、週四〇時間の刑務作業（刑一二条二項）がその中心に据えられていた。ところが、本来、社会復帰の手段として位置付けられるべき刑務作業は、規律ある生活の維

持や共同生活への順応など、秩序維持の手段としての側面が強まり、処遇内容の硬直化を招いていた。そこで新法は、刑務作業の時間短縮を図る一方で、矯正処遇として改善指導や教科指導を定め、日本的矯正処遇の特徴であった「刑務作業中心主義」からの脱却を図った。

(3) 改善指導 教科指導と並んで、新たな矯正処遇の方法として盛り込まれた改善指導とは、「受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるため必要な指導」(二〇三条一項)を意味し、「一般改善指導」と「特別改善指導」に大別される。このうち前者の「一般改善指導」とは、大半が、広く受刑者全体に実施される指導で、①被害者感情の理解等、②規則正しい生活習慣、健全な考え方の付与、心身の健康の増進等、③生活設計、行動様式の付与などを内容とする。これに対して、後者の「特別改善指導」は、特定の対象者に対して実施される指導で、①薬物依存離脱指導、②暴力団離脱指導、③性犯罪再犯防止指導、④被害者の視点を取り入れた教育、⑤交通安全指導、⑥就労支援指導の六種類がある。

(4) 矯正処遇の義務化 新法は、受刑者に対して、刑務作業だけでなく、改善指導や教科指導を拒むことも遵守事項で禁止、これらの矯正処遇を受けることを受刑者の義務として位置付けた(七四条二項九号)。このように懲役刑の内容として刑法が定めている刑務作業以外の矯正処遇を義務化し、正当な理由なく義務に違反した場合、懲罰事由になるとされている点については、疑問も呈されている⁶⁾。しかし、従来実施されてきた生活指導や教科教育が、法的根拠をもたなかったために、受刑者に対して十分な効果を發揮できなかつたのは否めない事実である。すべての矯正処遇は、対象者の改善更生と円滑な社会復帰を目的としているとはいえず、その実施は、治安維持に対する国民の期待を背負った刑務所の責務ともいべきものであり、適正な実施が求められる。それにもかかわらず、受刑者の意思に完全に委ねたならば、国民の期待に応える矯正処遇の実施は困難であろう。これらの点を踏まえるならば、処遇を一度拒んだだけで、

直ちに懲罰を科すことは早計であるにしても、そうした強制力を背景にもつことで、改善指導をはじめとする矯正処遇の実効性を高めていくためには、義務化と違反に対する懲罰が存在すること自体は不当とは言えないものと思われる。⁹⁾ただし、前述したように、新法は、受刑者処遇の理念として、主体性尊重の原則を掲げているのであって、懲罰を多用することで実施される矯正処遇は、この点で、新法の理念に反するため許されないことになろう。懲罰はあくまで最終手段であることは言うまでもない。

(5) 運動 『行刑改革会議提言』では、こうした矯正処遇の充実とならんで、受刑者の心身の健康を維持し、増進するという観点から運動時間（最低一日一時間）の確保にも、力点が置かれていた。これを受けて、新法も、受刑者の運動の機会を保障する規定（五七条）を置いている。従来、ほとんどの施設で週二・三日、一日三〇分程度であった運動時間は、現在では、一日三〇分以上確保されている（刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則二四条二項）。ただし、運動スペースの面、職員の配置の面、移動時間の面などで、その実施には少なからず困難を伴っているようである。このため、工場内や居室内の運動で対応している刑務所もあるとされる。¹⁰⁾

二 優遇・制限区分

(1) 累進処遇制度の廃止 かつて監獄法の下において、分類処遇制度と並んで、受刑者処遇の基本をなしていたのが累進処遇制度であった。累進処遇とは、受刑者の改悛を促し、自力で更生する意欲をもたせ、徐々に社会生活に適用させていくという目的の下、自由刑の執行の全過程をあらかじめ第四級から第一級の四階級に分け、各階級にそれぞれ異なる優遇と責任を付与し、受刑者の処遇成績に応じて最下級の第四級から順次第一級まで昇級させていく制度であった。一九三二年の行刑累進処遇令（昭和八年司法省令三五号）に根拠をもつこの制度は、導入当初は、「わが国の行刑

のバック・ボーンをなすもの¹¹⁾として高く評価されていたが、次第に、以下のような問題点が指摘されるようになっていた。¹²⁾①最初から入所者を一律に第四級に位置付ける点で、受刑者個々の特性や条件に応じた処遇を行うおうとする理念に反する。②現実の運用面においても、進級制度が仮釈放と結びつかず、刑期に応じた一定の期間の経過と形式的行動評価によって進級する画一的な運用になっている。③施設内の生活水準の全般的な向上によって、上位級に認められている優遇の内容が改善更生の意欲を向上させるに足るものでなくなっている。七〇年以上の長い間運用を積み重ねる中で、累進処遇制度は、「受刑者の改善更生」という当初の理念からかけ離れ、「施設の秩序維持」の手段へと重点が移ってしまっていたのである。

(2) 優遇・制限区分の導入 新法は、このように累進処遇は多数の問題を抱えることから廃止したうえで、新たな報奨制度として、優遇区分と制限区分を導入した。¹³⁾

このうち優遇区分とは、受刑者の改善更生の意欲を喚起するため、第一類から第五類までの五つに区分し、類型区分に応じた処遇を行う制度で（八九条）、各受刑者は、刑事施設の長によって下される受刑態度の評価によって指定された類ごとに、①物品の貸与および嗜好品の支給、②自弁物品の使用、③自弁嗜好品の摂取、④面会の時間・回数、⑤発信書の通数、⑥その他法令・省令で定められた処遇（テレビ・ビデオの視聴時間、刑事施設の長が企画する活動への参加など）について異なる優遇を受ける。その際の評価は、原則的に、日常生活の態度、賞罰の状況、作業への取組み状況、各種指導への取組み状況、資格の取得状況などの項目につき、加点・減点方式で六か月ごと（四月～九月と一〇月～三月）に行われ、その結果に基づいて、次の六か月間の区分の維持または変更が指定される。

これに対して制限区分は、受刑者の自発性と自律性を涵養することを目的に、刑事施設の規律および秩序を維持するための受刑者の生活および行動に対する制限を、新法三〇条に掲げられた受刑者処遇の目的を達成する見込みが高まる

に従い、順次緩和する制度である(八八条)。制限区分では、第一種から第四種の四つの区分が設けられており、受刑者は、刑事施設の長が、処遇審査会に諮ったうえで指定した区分ごとに、①居室の指定、②矯正処遇などの実施場所、③信書の検査、④面会の立会い等、⑤外出と外泊、⑥外部通勤、⑦電話について、異なる制限を受けることになる。第四種が最も制限が多く、第一種が最も少ない区分であるが、累進処遇のように、第四種から順次進級していくことを予定した制度ではなく、受刑者によっては、最初から第一種に指定されることもあり得ることとされている。¹⁴⁾新法三〇条に掲げられた受刑者処遇の目的を達成する見込みについては、個々の受刑者について科学的な処遇調査を実施し、①犯罪の責任の自覚および悔悟の情、②改善更生の意欲の程度、③勤労意欲の程度、④職業上有用な知識および技能の習得状況、⑤社会生活に適應するために必要な知識および生活態度の習得状況、⑥受刑中の生活態度の状況、⑦心身の健康状態、⑧社会生活の基礎となる学力の有無など、多数の事項を総合的に評価して決定される。

(3) 優遇・制限区分の理想と現実 監獄法下で機能不全を来していた累進処遇制度を改め、受刑者の改善更生への意欲を喚起することを目指した新しい報奨制度として導入された優遇・制限区分への期待は大きい。運用は始まったばかりであるが、最初に入所者を全員最下級の第四級に位置付けた後、一定の刑期の経過と形式的行動評価によって進級させる画一的な運用は是正されたと言えよう。しかし、制限区分ごとの厳格な処遇区分が十分にはできておらず、開放処遇の実施も限定的な現段階では、その効果に限界も指摘されている。実際のところ、現段階では、優遇区分と制限区分のいずれも、中間的な類や種に集中する傾向が強く、第一類や第一種の上級に位置付けられる例が極端に少ないとの指摘がある。¹⁵⁾たしかに、個々の行為に対して加えられるマイナス評価と比べると、行状全体に対して加えられるプラス評価は、基準があいまいになりがちで、その活用は容易でない。また、本制度の運用サイドに、「あまりに早く最上級に到達させてしまつては、その後の受刑者に対するインセンティブがなくなつてしまふ」という心理的な抑制がはたら

いているのかもしれない。しかし、それでは、累進処遇の問題点のうち、最初に、最低級から出発するという問題だけが解消されたにすぎず、受刑者の改善更生の意欲を喚起するという目的の達成はかえって遠のいてしまうおそれがある。¹⁶新しい報奨制度が、施設の秩序維持の新しい道具になってしまわないように、今後も、個別性と公正性に留意した運用が望まれる。

三 不服申立て

新法の改正ポイントの一つである「法律化」から導かれる要請として、被収容者による不服申立ての制度化をあげることができる。¹⁷監獄法の下でも、受刑者が不服を申し立てる機会として、法務大臣または巡閲官に対する情願があった。しかし、情願は、請願の一種として位置づけられていたため、官公署には、これを受理し誠実に処理する法的義務が課されていたものの（請願法五条）、一般の行政救済制度で認められている強力な不服申立権とは把握されていなかった。また、行刑改革会議では、①適正かつ迅速な処理の必要性が高い「処分等に対する不服」と②誠実に対処すれば足りる「苦情」とを区別せずに対処していた点も問題として指摘された。¹⁸現に、一九七〇年代には、二〇〇件前後で推移していた情願の件数は、その後徐々に増加し、一九九六年には一〇〇〇件を超え、新法施行前の二〇〇五年には八〇〇〇件近くに上ったことから、それらの処理には多くの時間とエネルギーを割かざるを得ない状況となっていた。また、監獄法下でも、一つの不服申立ての方法と位置づけられていた所長面接も、①相談助言的な性質を併せもった制度と理解され、②被収容者側に面接請求権を認めていないなど、不十分な内容にとどまっていた。

(2) 新法下の不服申立制度　そこで、新法は、内容の合理化と処理の適正化・迅速化を目指して、新しい不服申立制度を導入した。その内容は大別すると、①審査の申請、②事実の申告および③苦情の申出の三種類に整理することが

表 1 新法の不服審査制度

	審査の申請	事実の申告	苦情の申出
対 象	刑事施設の長の措置（処分性のある行為）	職員の違法な有形力の行使等（事実行為）	職員の利用全般
申立て機関	段階制 ①矯正区長への申立て ↓採決に不服がある場合 ②法務大臣への申立て		法務大臣、監査官または刑事施設の長
申請の方法	書面		法務大臣には書面、それ以外には、口頭または書面
申立期間の限定	対象行為のあった翌日から30日以内		なし
結果通知までの期間	できる限り90日以内		なし
処 理	（申請に理由ありの場合） ①処分の取消し ②事実行為の撤廃	①申告事実の有無の確認 ②（必要に応じて）再発防止措置	①誠実処理 ②結果の通知義務

犯罪者に対する施設内処遇の現在

同志社法学 六三巻一号

九六（九六）

できる（表1参照）。

第一に、「審査の申請」とは、信書の発受の禁止や差止め、懲罰、隔離などの一定の刑事施設の長の措置に不服がある者が、矯正管区長に対して、その取消しや撤廃を求めて行う申立てである（一五七条）。調査のうえ、対象となった措置の取消しや撤廃という直接的な救済を図ることを定める一方で、そうした申立権の濫用を防ぎ、救済の実効性を担保するため、申立の対象となる措置と期間が限定されている。また、適正手続の保障のため、矯正管区長の採決に不服のある場合には、法務大臣にさらに再審査の申請を行うことが認められている。このように「審査の申請」は、被收容者の法的地位と不服の対象となる措置（処遇）の両方の特殊性を考慮し、直接的な権利救済の実効性を確保するために設けられた不服申立制度であり、この制度を規定している点で、新法は、行政不服審査法の特別法としての性質を備えているといえる¹⁹。

第二に、「事実の申告」とは、被收容者が、自己に対する刑事施設の職員の行為のうち、身体に対する違法な有形力の行使、違法または不当な保護室への收容等の行為（一六三条一項）

があつたときに、矯正管区長に対して、その事実を申告する不服申立てである（一五七条）。審査の申請と異なり、すでに完了している事実行為が対象となるため、処分取消しや撤廃といった直接的な救済はできないが、事実を確認したうえで、申告者に結果を通知するとともに、必要に応じて再発防止策を講じるなどの間接的救済が予定されている。行刑改革会議では、名古屋刑務所事件を念頭に、被收容者が、常時、職員の監護下におかれているという刑事施設の特性をふまえ、職員の暴行などを防止するための特別な不服申立制度の必要性が説かれていた。この「事実の申告」は、その行刑改革会議の提言を受けて、これを制度化したものである。

第三に、「苦情の申出」は、被收容者が、自己の受けた処遇全般について、法務大臣、監査官または刑事施設の長に対して、苦情の申出をする不服申立てである（一六六―一六八条）。苦情対象や申出期限は設けられていないが、法務大臣等、申出を受けた方にも、処理の努力期間の定めはない。こうした性質は、監獄法下の情願や所長面接に近いが、それら従前の不服申立制度では採決が義務付けられていなかったのに対して、苦情の申出では、申出を受けた法務大臣等に、誠実に処理し、その結果を申出人に通知することが法律上義務付けられている点で、実効性の強化が図られている。

(3) 第三者チェック機関の新設　行刑改革会議は、不服審査の公平かつ公正な処理を担保するために、「矯正行政を所掌する法務省から不当な影響を受けることなく、独自に調査を実施した上で判断し、矯正行政をあずかる法務大臣に勧告を行うことのできる機関を設置することが必要不可欠である」と指摘し、そうした人権救済機関が設置されるまでの間、「暫定的かつ事実上の措置として、法務大臣が情願及び監獄法改正によつて整備される再審査の申立てを処理するに当たり、刑事施設不服審査会（仮称）に調査審理をさせ、必要な場合に法務大臣への勧告を行わせることにより、その公平かつ公正な処理を期するべきである」と提言した。²⁰「暫定的」であることが前提とされていたため、新法には、

この点に関する規定はおかれなかったが、法務省は、この提言を受ける形で、二〇〇六年一月に「刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会」を立ち上げた。同会は、法学者、弁護士、医師などの民間有識者によって構成され、法務大臣に対する再審査の申請と事実の申告のうち、被収容者の不服に理由がないと判断しようとするものにつき、月

二回程度のペースで開催される会議において、調査検討した結果を法務大臣に提言し、法務大臣は、この提言を最大限尊重して処理することとされている。

「刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会」の活動は、二〇一〇年末に一〇〇回を数えるまで回を重ねている。

(4) 不服申立制度の運用状況 法改正の過渡期であったため、新法施行前の情願申立も含むが、二〇〇六年と二〇〇七年の不服申立件数の総計は九〇〇〇件を上回り、二〇〇八年には、一万件に迫った。前述したように、近年顕著であった増加傾向が一層強まっていることがここからも窺える(表2参照)。不服申立ての内容では、懲罰と信書の発受禁止等に関するものが多いとされる⁽²⁾。

処理の結果では、審査の申請と事実の申告のいずれについても、棄却・却下や事実無根・不適法との結論に達したものがほとんどである。なお、二〇〇八年には、審査の申請について認容されたのは一七件、事実の申告について、申告された事実が確認されたケースは二件であった(二〇一〇年一月末日現在、申請・申告の未処理九六件)。

表2 不服申立ての動向

申立先	申立ての種類	2006年	2007年	2008年
管区長	審査の申請	1,774	3,075	3,813
	事実の申告	590	880	957
	小計	2,364	3,955	4,770
法務大臣	再審査申請	338	763	917
	事実の申告	156	222	238
	苦情の申請	2,320	4,036	4,052
	情願	4,219	277	0
	小計	7,033	5,298	5,207
合計		9,397	9,253	9,977

〔注〕「矯正の現状」各年の法曹時報による

(5) 不服申立制度の評価 時代にマッチした受刑者処遇の実現に向けて不服申立制度を受刑者の権利として位置づけ、その処理について適正手続の保障が図られるのは必然であったといえよう。しかし、そうした制度整備の目的は、不服の申立てを可能にただけで実現されるわけではなく、その後、申立内容を調査し、検討したうえで、必要に応じて措置を講じる救済手続が効果的に運用されて初めて達成される。今後も、管区長や法務大臣による申立ての処理に要するマンパワーは相当な量に上ることが予想されるが、制度の形骸化を招かないためにも、十分な人的手当てが求められる。このように人的な手当てが問題となる状況であるだけに、制度設計の段階から危惧されていた不適切な「頻回申立て」や「虚偽申立て」などに対して、効果的な処理・防止策が望まれる。しかし、申立て自体の制限につながる有効な対策は見当たらず、新しい制度への理解が浸透するのを待つより外にないのが現状である。

四 刑事施設視察委員会

(1) 委員会の設置趣旨 行刑運営は、施設内処遇の性質上、閉鎖的になることは仕方のない面もある。受刑者を刑務所に閉じ込め、行動の自由を制限することが自由刑である懲役刑・禁錮刑の本質であり、刑の執行にあたって、受刑者のプライバシーの保護も当然求められるからである。²²⁾しかし、そうした閉鎖性が、行刑運営において発生したトラブルや問題の発覚を遅らせ、あるいは妨げていたことは否定できない。そのため、行刑運営に対する外部チェックの必要性は古くから指摘されており、一九八〇年の「監獄法改正の骨子となる要綱」においても、行刑の「社会化」の観点から刑事施設運営協議会の設置が提案されていた(ただし、その後の法案には、盛り込まれていなかった)。行政活動に透明性が求められる一方で、名古屋刑務所事件などの具体的な事件を通して、その閉鎖性があらためて確認された今日、行刑運営が透明性を確保するため、外部の第三者によるチェックを受ける必要性はいよいよ高まっていた。もちろん

ん、こうしたチェックは、行刑活動の援助に資する面も併せもち、さらに、地域住民の第三者機関への参加によって、近時模索されてきた刑事施設と地域社会との連携が深まることも期待された。こうした認識から、行刑改革会議は、「定期又は臨時に会合を開催して、行刑施設の運営全般について協議し、行刑施設の長に対し、意見を述べることができ」刑事施設視察委員会の創設を提言した。

(2) 委員会の概要 委員会の構成については、規定上の具体的制約は設けられていないが、行刑改革会議より、「地域の市民のほか、弁護士等の法律関係者、医師、地方公共団体の職員等を含めることが望まし」と提言されていたことから、これまでのところは、基本的に、この提言に沿って人選が行われている。委員会は、施設内の視察のほか、職員との立会いなしに、被収容者との面接を行うことができる(九条)。さらに施設の運営状況を的確に把握するため、刑事施設の長から刑事施設の運営状況に関する情報が提供される。その内容は、刑事施設の運営全般にわたり、収容動向などの客観的数値データだけでなく、施設内で発生した事故の情報なども含まれる²³⁾。

こうして把握した情報を踏まえ、委員会は、刑事施設の長に対して、刑事施設の運営に関する意見を述べることができ(七条二項)。こうした委員会の活動を形骸化させないため、述べられた意見とこれを受けて刑事施設の長が講じた措置の内容については、法務大臣が、これらを取りまとめ、その概要を公表することとされている(一〇条)。

(3) 委員会の評価 現在、全国で七七の委員会が設置され、三七二人が委員として活動に参加している。その活動の効果については、近いうちに、マクロ(制度そのものの効果)とミクロ(個々の委員会ごとの効果)の両面から検証されねばならないと考えるが、制度そのものは、順調に滑り出していると評価できよう。

これに対して、委員会が、個別の不服申立てに対する審査権限をもたない点について批判が加えられている²⁴⁾。しかし、すでに述べたように、不服申立てについては、別途その実効性の確保が図られるべきであり、制度趣旨が異なることを

無視して、委員会に過剰な負担を負わせることは、かえって委員会活動の形骸化を招くおそれがある。また、委員会の視察には、施設内でのトラブルを大きくなる前に防ぐという効果は一定程度認められるものと思われる。

他方、委員会の意見に対して、所長の講じた措置をみると、紋切り型の対応が目につく。行刑施設の運営の透明化や適正化という委員会の目的から見た場合に、こうした対応が妥当なのか疑問を感じる。各刑事施設の長には、さらに一歩踏み込んで、個々の意見に対する具体的な説明が求められよう。

三 行刑改革のこれから

一 P F I 刑務所の行方

(1) P F I 刑務所の意義 近時の行刑の新しい潮流としては、P F I 事業による刑務所（P F I 刑務所）の整備・運営事業を見逃すことはできない。P F I とは、Private Financial Initiative の略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営手腕および技術力を活用することを意味する。社会資本の効率的で効果的な整備を目的に、一九九九年に制定された「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」によって推進が図られている制度で、二〇一〇年三月末現在、三六六事業について、実施方針の策定・公表がなされている。このうち四事業が刑務所に関する事業である。

P F I 刑務所の例は諸外国でも見られるが、その方法は、①運営業務のすべてを包括的に委託するイギリス方式（民営型）と②保安業務は行政が担当しながら、給食、洗濯、清掃、維持管理、教育、職業訓練などサービス業務に限定して民間に委託するフランス方式（官民協働型）の二種類に分けて理解することができる。このうち、わが国の P F I 刑

務所の制度設計にあたっては、従来の刑務所運営とのギャップが少なく、馴染みやすいと考えられた後者の官民協働型の施設がモデルとされた。⁽²⁶⁾

(2) PFI事業実施の背景 刑務所においてPFI事業が実施された背景には三つの要因が存在していたとされる。⁽²⁶⁾

第一に、過剰収容対策の必要性である。一九九八年に始まった刑事施設の収容人員の急激な増加によって、二〇〇一年一〇月には、収容率が一〇〇%を上回るまでに至った。こうした過剰収容状態の緩和を図ることは、効果的な受刑者処遇にとって不可欠であった。とりわけ、職員の負担の増加は深刻で、職員負担率（職員一人当たりの被収容者数）は一九九六年に二・九であったのに対して、二〇〇七年には四・四に達し、欧米諸国を大きく上回っていた。

第二に、規制改革の潮流である。当時におけるわが国の行政が抱える課題の一つが規制緩和の推進であったが、その一環として、二〇〇二年の総合規制改革会議において、民間参入の拡大による官製市場（運営主体の制限など公的規制の強い市場および公共サービス分野）の見直しという観点から議論が行われる中で、刑務所業務の民間委託が組上に上り、二〇〇三年三月の「規制改革推進三か年計画」では「刑務所においては、民間委託が可能な範囲を明確化し、PFI手法の活用等により、民間委託を推進すべきである」とされた。

第三に、行刑改革の機運である。行刑改革会議は、行刑運営の透明性の確保の一環として、刑務所職員が外部の目を意識せざるを得ないように、刑務所の運営が国民と協働して行われるような改革が必要と提言し、その具体的な方法として、PFI刑務所の整備・運営に白羽の矢が立ったのである。⁽²⁷⁾

(3) PFI刑務所の現在 現在、わが国では、四つのPFI刑務所が運営されている。①このうち、最初に運営を開始したPFI刑務所は、二〇〇七年四月に山口県で開設された美祿社会復帰促進センターであり、現在、犯罪傾向の

進んでいない受刑者男女各五〇〇名ずつを収容しており、施設の設計・建設から維持管理および運営の一部を民間に委託している。②二〇〇七年一〇月に運営を開始した栃木県の喜連川社会復帰促進センターは、犯罪傾向の進んでいない男子受刑者二〇〇〇名を収容する施設であり、施設の設計・建設は国が実施し、維持管理および運営の一部を民間に委託している。精神・知的障害を有する受刑者ごとに特化ユニットを編成している点に特色がある。③同じく二〇〇七年一〇月に運営を開始した兵庫県の播磨社会復帰促進センターは、犯罪傾向の進んでいない男子受刑者一〇〇〇名を収容する施設であり、喜連川社会復帰センターと同様に、施設の設計・建設は国が実施し、維持管理および運営の一部を民間に委託している。精神・知的障害を有する受刑者ごとに特化ユニットを編成している点も、喜連川社会復帰センターと共通する。④二〇〇八年一〇月に運営を開始したのが、島根あさひ社会復帰促進センターは、犯罪傾向の進んでいない男子受刑者二〇〇〇名を収容する施設であり、美祢社会復帰促進センターと同様に、施設の設計・建設から維持管理および運営の一部を民間に委託している。ここでは、精神・知的障害を有する受刑者のほか、身体障害のある受刑者や人工透析治療が必要な受刑者についても、それぞれ特化ユニットを編成し、作業療法や理学療法等の各種プログラムを実施している。

これらの刑務所では、民間ならではの経営手法や技術を活用し、ITタグによる個体識別システムや指静脈認証方式による生体認証システムを用いた受刑者の移動監視（美祢）、一般改善指導における盲導犬候補の子犬育成プログラム（鳥根あさひ）、精神障害をもつ受刑者用の生活技能訓練におけるフラワーアレンジメント（喜連川）や農作業（播磨）の採用など、多様な取り組みが試みられている。

(4) PFI刑務所の未来　それまでの五年間が嘘であったかのような二〇〇四年以降の犯罪の認知件数の減少は、少し遅れて、刑務所の収容人員の動向にも影響を及ぼし、過剰収容状態は改善される方向にある。二〇〇八年には収容

率が全国平均で九八%と、九年ぶりに一〇〇%を切った。ただし、それでも、なお犯罪傾向の進んだ受刑者を收容するB指標刑務所や女子刑務所の收容率は過剰状態が続いている。また、職員の増員は十分でなく、受刑者の過剰收容の緩和は、職員の過剰負担の解消には直結していない。したがって、今後も、PFI刑務所に寄せられる期待がしばむことは考えられない。とりわけ、従来の受刑者処遇においてエアポケットに落ち込んでいた身体障害者、養護的処遇を要する者、精神障害者、知的障害者などに対する柔軟かつ専門的な処遇の実施には大きな期待がかかる⁽²⁸⁾。

PFI刑務所に対しては、導入前からさまざまな批判が加えられてきた⁽²⁹⁾。たしかに、刑務所運営の民営化が進んだアメリカ合衆国で、コスト削減の効果や保安事故の多発による民営刑務所の運営能力などへの疑問が高まり「脱民営化」の動きが顕在化していることから明らかなように、民営化にはプラス面とともに、マイナス面も伴う。しかし、その一方で、これまで指摘されてきた批判の多くは、PFI刑務所の存在を根底から揺るがすような本質的なものではなく、したがって拙速な行刑の民営化を戒める警鐘として受け止めるのが妥当であるように思われる。これに対して、最近では、PFI刑務所の順調な滑り出しを受け、逆に、「既存の刑事施設においても、業務をさらに民間委託していくことを検討してもよいのではないか⁽³¹⁾」との声も聞こえるが、そうした提案も、やはり早計に過ぎるように思われる。たしかに、PFI刑務所の開設は、職員の業務負担の軽減にはつながったであろうが、美祿社会復帰促進センターの再入所率四・三%は、とくに犯罪傾向の進んでいない受刑者（俗にいう「スーパード」）を対象にした結果であることを忘れてはならない。また、地域との共生や地域の経済振興という観点も、評価には今しばらく推移を見守る必要がある。

矯正の現場を担ってきた職員には、受刑者の改善更生のための業務と施設内の保安のための業務の両方を担ってきたという実績と自負があろう。しかも、そうした日々の職員の事務は、二つの業務のうちいずれに属するか、必ずしも明確でない場合が少なくない。仮に、そうした区別が可能であるとしても、業務が保安業務に限定されたときに生じる縦

割り業務分担の弊害、職員のモチベーションの低下、B指標受刑者処遇の困難性などを踏まえれば、今後も、行刑への民間の参入は、広い視野に立って、長期の計画の中で慎重にすすめられるべきである。³²⁾

二 再犯（犯歴）調査と出所者支援

(1) 『犯罪白書』の二度の問題提起 近年、『犯罪白書』が、二度にわたって再犯とその防止について特集を組み、その問題の深刻さと重要性を明らかにした。

このうち、『平成一九年版犯罪白書』³³⁾では、法務省法務総合研究所が、検察庁や刑事施設等の協力の下で実施した特別調査の分析・検討の結果が掲載されている。具体的には、検察庁で把握している犯歴のうち、刑法上の過失犯および危険運転致死傷罪ならびに道路交通法に係る罪の犯歴を除いたものから、一〇〇万人について記録されていた犯歴（件数一六万四九五件）を抽出し、各前科者がもっていた犯歴を分析した結果、犯罪の前科を有する者のうち、七一％は一回目の犯罪の後は、再犯を行っていないが、二九％の者が複数または多数の犯罪を繰り返していたことが明らかにされた。これら二九％の犯罪を繰り返す者が行う犯罪は、犯罪全体の六〇％に及び、とくに一％に満たない一〇犯以上の犯歴を有する者が、犯罪全体の六・四％を行っていたことが分かった。罪種別でも、窃盗罪または覚せい剤取締法違反の罪を一犯目で行った者については、同じ犯罪を再び行っている比率が高いことが判明した（これに対して、強盗罪や強姦罪を一犯目で行った者が再犯に及んだ比率は、三三・二％と三三・〇％と、再犯を行った者の比率の全体平均である二八・九％よりも高かったが、それらの者が同一の犯罪を再び行った比率は、二・〇％と三・〇％にとどまっていた）。さらに、「我が国初」³⁴⁾とされる殺人事犯の同一再犯に関する調査では、犯行動機・原因としては、初度事犯と再度事犯のいずれにおいても、「憤まん・激情」が最も多かったが、犯行前に飲酒していた者に限定すると、「性的動機」が、

初度事犯で五〇・〇%、再度事犯で六六・七%と最も高くなった。ここからは、飲酒は殺人に直結していなくても、自制心を弛緩しやすくするといった間接的な形で影響していることが推測される。⁽³⁵⁾

これに対して、『平成二十二年版犯罪白書』⁽³⁶⁾では、再犯の比率が高い窃盗と覚せい剤取締法違反の罪に焦点を当て、その要因などの分析が試みられた。具体的には、両罪については、初回の裁判では、執行猶予判決を受け、その後に行った再犯について実刑判決を受けることが多いため、初めて執行猶予判決を受けた者を対象とした調査を実施し、その後に再犯に及んだ者とそうでない者の比較を行うことで、再犯の要因を浮かび上がらせることが企図された。また、両罪による初度または二度目の入所者を対象とした調査により、受刑に至った者の問題性の分析が試みられた。

このうち執行猶予判決を受けた者への調査では、東京地方検察庁・区検察庁または横浜地方検察庁・区検察庁において処理され、二〇〇四年中に第一審で執行猶予判決が確定した者（窃盗六九一人と覚せい剤取締法違反五一九人）を対象に、刑事確定記録を用いて、その犯行内容や対象者の属性などを調査するとともに、その後の再犯（執行猶予判決後に行った犯罪で、判決日から四年以内に有罪判決を受けて確定したこと）の有無を追跡調査し、最初の執行猶予判決後に再犯を行った者を行わなかった者との比較・検討が行われた。その結果、次のような点が明らかになった。①両罪とも四年以内に再犯に及んでおり、その八割が同一の罪名での再犯であった（同一の罪名での再犯率は、窃盗二三・四%・覚せい剤取締法違反の罪二四・七%）。②窃盗の再犯率を性別で比較すると、男子二二・六%に対して、女子三一・七%であった。これは、窃盗の手の口の中でも三八・八%と最も再犯率が高かった万引きが、女子の調査対象者の約三分二を占めていたことによるところが大きい。③年齢別の再犯率では、二〇歳代の再犯率が、窃盗一六・三%・覚せい剤取締法違反二〇・七%と、両罪とも比較的低く、三〇歳代（窃盗二五・〇%・覚せい剤取締法違反二六・二%）、四〇歳代（窃盗二八・〇%・覚せい剤取締法違反三二・四%）と年齢層が上がるにつれて再犯率も上がった。ただし、覚せい剤取締法違

反では、五〇歳以上の再犯率は、一八・八%と低下するが、窃盗罪は、さらに上昇し、四六・二%に達した。④就労状況との関係では、両罪とも、一年以上継続して同一の職場に就労していた者の再犯率が低く、それ以外の被雇用者として就労していた者や無職の再犯率は高かった。⑤執行猶予判決を受けた事件の犯行当時の居住状況との関係では、住居不定・ホームレスの再犯率が、窃盗で三一・八%、覚せい剤取締法違反で三一・七%と高い割合であった。同居者の有無による再犯率の差異を見ると、両罪とも単身の方が再犯率が高かったが、その差は、窃盗罪の方が大きかった。さらに、これを就労状況とクロス集計してみると、同居者がいる場合には、一年以上継続して同一の職場での就労でも、それ以外の被雇用者として就労でも、再犯抑止効果がみられたが、単身者の場合は、安定就労の身がその効果を発揮していなかった。⑥監督誓約者（調査対象事件の裁判において、釈放後、被告人に対する監督を誓約した者）との関係では、監督誓約者がいる場合の再犯率が、窃盗一三・五%・覚せい剤取締法違反一八・九%、監督誓約者がいない場合の再犯率が、窃盗三四・〇%・覚せい剤取締法違反四四・八%で、いずれも監督誓約者の存在が再犯防止に大きく寄与していた。⑦積極的弁済措置との関係では、弁済を行っている者の再犯率は一三・三%であったのに対して、行っていない者の再犯率は二五・二%と大きな差が認められた。⑧保護観察との関係では、保護観察付執行猶予者の再犯率は、窃盗一九・〇%・覚せい剤取締法違反二七・八%であったのに対して、保護観察の付かない単純執行猶予者の再犯率は、窃盗二三・九%・覚せい剤取締法違反二四・四%であった。覚せい剤取締法違反について、保護観察付執行猶予者の再犯率が、単純執行猶予者を上回っている点については、保護観察が、もともと再犯リスクの高い者に対して用いられることから、単純な比較は妥当でなく、なお「保護観察が改善更生・再犯防止に効果を上げていることの証左と見ることができるとの評価が加えられている」⁽³⁷⁾。

さらに窃盗または覚せい剤取締法違反による初度または二度目の刑事施設入所者を対象とした調査では、両罪により

二〇〇九年四月二〇日から五月一九日までの間に五二刑事施設において刑に服していた者のうち、過去に同一罪名の犯罪による前科を有する初度および二度目の入所者に任意の協力を求め、その犯行の動機、生活状況、更生意欲などについて調査を行い、得られた回答（窃盗初入者二七一名・二度目の入所者三三九名、覚せい剤取締法違反の初入者二七四名・二度目の入所者二六六名）および対象者の入所調査票に基づき、受刑に至った者の問題性について類型的な分析が行われた。その結果、窃盗では、直接的動機として、「生活費困窮」をあげる割合が、男女とも、すべての年齢層にわたって最も大きかった。男子の四〇歳未満の層では、「遊興費欲しさ」がこれに次ぎ、四〇歳以上では、「遊興費欲しさ」と並んで、「アルコールの作用」をあげる者が多かった。また、女子では、二九歳以下は、「盗み癖」・「遊興費欲しさ」をあげる者の割合が多かったが、それ以外の層は、「節約」や「ストレス解消」という回答が多かった。また、万引きでは、他の手口の窃盗に比べて、精神障害を抱えている者の比率が高く、特に男子では、知能指数が低い者が多かった。他方、覚せい剤取締法違反では、男子で三九・三％、女子で五六・九％が、一九歳以下で覚せい剤の使用を開始していた。その割合は、男女とも、初入者よりも、二度目の入所者の方が大きかった。また、覚せい剤使用の端緒としては、男女とも、初入者と二度目の入所者の両方を通して、「友人知人からの誘惑」をあげる者が多く、「家族や交際相手とのトラブル」や「職場でのトラブル・失職等」をあげる者の割合も少なくなかった。

(2) 再犯防止施策の取組み これらの調査結果を踏まえ、まず『平成一九年版犯罪白書』では、再犯防止対策として、以下の四つの取組みの必要性が説かれた。①初犯者の再犯防止。②若年者の再犯防止対策の強化。③罪名・罪種に応じた対策。④仮釈放等社会内処遇の充実強化。さらに、『平成二二年版犯罪白書』では、再犯防止施策の現状として、①受刑者・保護観察対象者の問題性に応じた処遇の充実、②非行少年に対する処遇の充実、③刑務所出所者等の社会復帰の支援、④警察との連携・情報の共有を紹介した後、新たな取組みとして、①受刑者に対する処遇プログラムなど、

再犯防止のための処遇のさらなる強化、②再犯防止に資する新たな制度の検討等が指摘された。

とりわけ、受刑者処遇との関係では、初犯者を中心として受刑者の再犯防止のため、新法によって導入された「特別改善指導」の一環として実施されている「薬物依存離脱指導」や「就労支援指導」の効果が期待される³⁸⁾ところである。また、前述したように、全国四カ所のPFI刑務所では、犯罪傾向の進んでいない受刑者を対象に、改善指導として認知行動療法に基づく反犯罪性思考プログラム、職業訓練としてIT関連企業への就職や調理師免許の取得を目指したプログラムが実施されている。さらに、若年受刑者に対する教科指導も、長い目で見れば、就労のチャンスを拡大することで、再犯防止に資するところ大であると思われる。加えて、法務省矯正局が、薬物・アルコールに対する依存がある受刑者の改善更生をより促進するために、特別改善指導である薬物依存離脱指導などを充実させることを目的として、二〇〇九年度に、外部専門家の協力を得て検討会を開催し、認知行動療法の手法を取り入れた処遇プログラムの開発を進めていることが紹介されており、今後の展開が注目される³⁹⁾。

三 残された難題——処遇困難者への対応

(1) 処遇困難者と隔離・保護室収容 刑事施設に収容されている者の中には、①他の者とまったく共同生活のできない特異な性格の持ち主、②暴力的傾向や他の者を煽動する性癖をもっていて、共同生活をさせる場合には刑事施設の保安を害するおそれが特に顕著な者、③他の者から精神的または身体的圧迫を受けやすい者などの処遇困難者が現実⁴⁰⁾に存在する。新法の施行以前、それらの者は、監獄法一五条や同法施行規則四七条を根拠に、刑事施設の規律秩序を維持したり、当該受刑者を保護したりする目的で、相当の期間、他の受刑者から隔離して独居房に収容されていた(昼夜間独居拘禁)。しかし、監獄法一五条は「在監者ハ心身ノ状況ニ因リ不適当ト認ムルモノヲ除ク外之ヲ独居拘禁ニ付スル

コトヲ得」と規定し、同法施行規則四七条は、「在監者ニシテ戒護ノ為メ隔離ノ必要アルモノハ之ヲ独居拘禁ニ付ス可シ」と規定するだけで、その要件や手続については明確にされていなかった。そこで、行刑改革会議は、昼夜間独居拘禁について、要件・手続などの法定化や期間の短縮等を求めた。また、名古屋刑務所事件で問題視された保護房は、旧法下では矯正局長通達（一九六七年）に基づいていたが、行刑改革会議は適切な収容を確保するための方策を求めた。具体的には、収容の要件・手続の法定化や要件認定の厳格さ等が提言された⁽¹⁾。

(2) 新法による手当 新法は、隔離（昼夜間独居拘禁）の要件として、①他の被収容者と接触することにより規律秩序を害するおそれがあるとき、②他の被収容者から危害を加えられるおそれがあり、他に方法がないときの二点を定め、その期間を従来よりも短縮し、当初六ヶ月を三ヶ月に、更新期間三ヶ月を一ヶ月にした。また、三ヶ月に一回以上、健康状態について医師の意見を聞くことが義務づけられた（七六条）。

他方、保護房は保護室に名称変更され、収容要件として、①自傷のおそれがあること、②規律・秩序の維持のため特に必要であることの二点をあげている。②については、大声や騒音、他人への危害のおそれおよび器物損壊等のおそれを例示している。従来、無制限であった収容期間について当初七十二時間、更新期間四十八時間に定め、必要がなくなれば、直ちに中止することが求められた。また、保護室収容者には、健康状態について医師の意見を聞く義務が設けられた（七九条）。

(3) 処遇困難者への対応 矯正関係者にとって当然であった処遇困難者の存在は、これまで、一般にはよく知られていなかった。扉の内と外で認識に隔たりがあった問題の典型と言えよう。新法は、隔離と保護室収容の要件や手続を明確化したのが、隔離や保護室収容でもたらされるのは、施設内の秩序であって、処遇困難者の社会復帰にとって有益な機会ではない。

さらに今後、処遇困難者の問題を考えるうえで着目すべきは、これらの者の中に、精神障害の疑いのある者が一定程度含まれていることである。たとえば、薬物依存者はもちろん、軽度の統合失調症や人格障害を患っている者などである。今後は、精神医学的な知見に基づいた処遇困難者に対する特別な処遇プログラムの開発・実施が喫緊の重要課題となる。さらに、精神障害の疑いのある受刑者については、出所後も精神医療につなげる必要がある。精神保健福祉法によると、矯正施設の長は、精神障害者またはその疑いのある者の出所時には予め都道府県知事に通報しなければならず(二六条)、都道府県知事は、対象者を措置入院させることができる(二九条)。しかし、本制度はさまざまな理由から、必ずしも十分に機能しておらず、課題を今後に残している。

- (1) 松尾浩也「刑事法の課題と展望」ジュリスト八五二号(一九八六)一一頁。
- (2) 大谷實「最近の刑事立法について」同志社法学五七巻二号(二〇〇五)二七九頁以下、瀬川晃「刑事政策の視点からみた刑事法の現在と課題」刑事法ジャーナル一号(二〇〇五)一八頁以下。
- (3) 松尾浩也「第四版の刊行にあたって」刑事訴訟法判例百選(一九八二)九頁。
- (4) 行刑改革会議『行刑改革会議提言―国民に理解され、支えられる刑務所へ』(二〇〇三)以下『提言』と略す。
- (5) 新法制定時には多数の雑誌特集や著書が公刊された。近時出版のものに限ると、立法関係者による信頼性の高い詳細なコメントとして、林眞琴・北村篤・名取俊也『逐条解説刑事收容施設法』(有斐閣、二〇一〇)参照。また菊田幸一『日本の刑務所』(岩波書店、二〇一〇)は新法下での刑務所のあり方を批判的に考察する。
- (6) 瀬川晃「受刑者処遇法と『この国のかたち』刑政一七巻五号(二〇〇六)四三頁以下。
- (7) 富山聡「改善指導の現状と課題」法律時報八〇巻九号(二〇〇八)一八頁以下。
- (8) 土井政和「受刑者処遇法に見る行刑改革の到達点と課題」自由と正義五六巻九号(二〇〇五)二六頁。
- (9) 名執雅子「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律における改善指導等の充実について」法律のひろば五八巻八号(二〇〇五)二四頁以下。なお、矯正処遇の義務付けを行刑法独自の義務と位置付けるものとして、川出敏裕「監獄法改正の意義と今後の課題」ジュリスト一

二九八号(二〇〇五)二八頁。

- (10) 児玉一雄「被收容者の権利自由について」法律時報八〇卷九号(二〇〇八)二六頁。
- (11) 平野龍一「懲罰と賞遇」刑政八八卷六号(一九七七)五二頁。
- (12) 『提言』一四頁。
- (13) 松村憲一「受刑者処遇の基本制度はどのように変わったのか」法律時報八〇卷九号(二〇〇八)一四頁以下参照。
- (14) 實際上「多くは当初第三種に指定されるであろう」とされている(松村・前掲注(13)一四頁)。
- (15) 松村・前掲注(13)一五頁。
- (16) 河合幹雄『終身刑の死角』(洋泉社、二〇〇九)五六頁。
- (17) 不服申立制度を「透明化」の要請から導かれると説くものとして、青山純「新法における被收容者の不服申立制度」法律時報八〇卷九号(二〇〇八)三〇頁。
- (18) 『提言』三一頁。
- (19) 鴨下守孝『全訂二版新刑法要論』(東京法令出版、二〇〇九)三五二頁。
- (20) 『提言』三二頁。
- (21) 青山・前掲注(17)三三頁。
- (22) 名取俊也「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の概要」ジュリスト一二九八号二二頁は、このほか「施設内における秩序の維持」も、行刑運営の閉鎖性の理由にあげる。
- (23) 名取・前掲注(22)一三頁。
- (24) 土井政和「受刑者処遇にみる行刑改革の到達点と課題」自由と正義五六卷九号(二〇〇五)三〇頁。
- (25) 吉野智「PFI手法による官民協働の新たな刑務所の整備について」ジュリスト一三三三号(二〇〇七)二頁以下。
- (26) 森田裕一郎「PFI刑務所の概要と成果」法律のひろば六二卷七号一一頁。
- (27) 『提言』四六頁。こうしてみると、PFI刑務所に関しては、行刑改革会議は、開設への流れを作り出したのではなく、追認したと評価すべきであろう。
- (28) こうした受刑者の問題点を指摘したのとして、山本讓司『累犯障害者』(新潮社、二〇〇六)。

- (29) 山口直也「刑事施設に関する日本版PFI構想の問題点」龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報二号(二〇〇五)三〇頁以下、佐藤誠「施設職員の意識改革の試みと受刑者への人権侵害防止について思うこと」刑政一一六卷三号(二〇〇五)三五頁、只木誠「新しい刑務所運営の意義と課題」ジュリスト一三三三三号(二〇〇七)一四頁以下。なお、刑事立法研究会編『刑務所民営化のゆくえ』(現代人文社、二〇〇八)も参照。
- (30) 太田達也「アメリカにおける矯正施設の民営化と我が国のPFI事業」ジュリスト一三三三三号(二〇〇七)二七頁以下。
- (31) 藤本哲也「PFI刑務所の意義と展望」法律のひろば六二巻七号(二〇〇九)一〇頁。
- (32) 四つのPFI刑務所に続いて、静岡、黒羽(栃木県)、および笠松(岐阜県)の各刑務所において、職業訓練や教育などの一部についてPFI方式の導入が図られている。
- (33) 法務総合研究所『平成一九年版犯罪白書』(法務総合研究所、二〇〇七)二〇七頁以下。また、小板清文「再犯者の実態と対策」刑政一一八巻一、二号(二〇〇七)四六頁、中川利幸「平成一九年版犯罪白書の概要」罪と罰四五巻一、二号(二〇〇七)一八頁以下、染田恵「犯罪歴から見た日本における再犯者の実態とその対策の在り方」罪と罰四五巻一、二号(二〇〇七)二六頁以下、川島ゆか「平成一九年版犯罪白書の概要・特別調査『殺人再犯者の実態』」罪と罰四五巻一、二号(二〇〇七)三六頁以下、山田利行「再犯者の実態と効果的な再犯防止対策の在り方」法律のひろば六一巻一、二号(二〇〇八)二四頁以下。
- (34) 小板・前掲注(33)三六頁。
- (35) 小板・前掲注(33)四四頁以下。
- (36) 法務総合研究所『平成二二年版犯罪白書』(法務総合研究所、二〇〇九)一九五頁以下。また、その概要については、作原大成「平成二二年版犯罪白書の概要」法律のひろば六三巻二、三号(二〇一〇)二二頁以下。
- (37) 法務総合研究所・前掲注(36)二五四頁。
- (38) 大口康郎・椿百合子「矯正における再犯防止の取組」法律のひろば六一巻一、二号(二〇〇八)三五頁以下。
- (39) 前澤幸喜・白井健二・齋藤晶絵「矯正における再犯防止施策の充実」法律のひろば六三巻二、三号(二〇一〇)三二頁以下。
- (40) 『提言』一七頁。
- (41) 『提言』一七頁以下。

